

初回のGIR提供及び情報交換におけるGIR XMLスキーマ及びGIR検証規則の使用に係るガイダンス

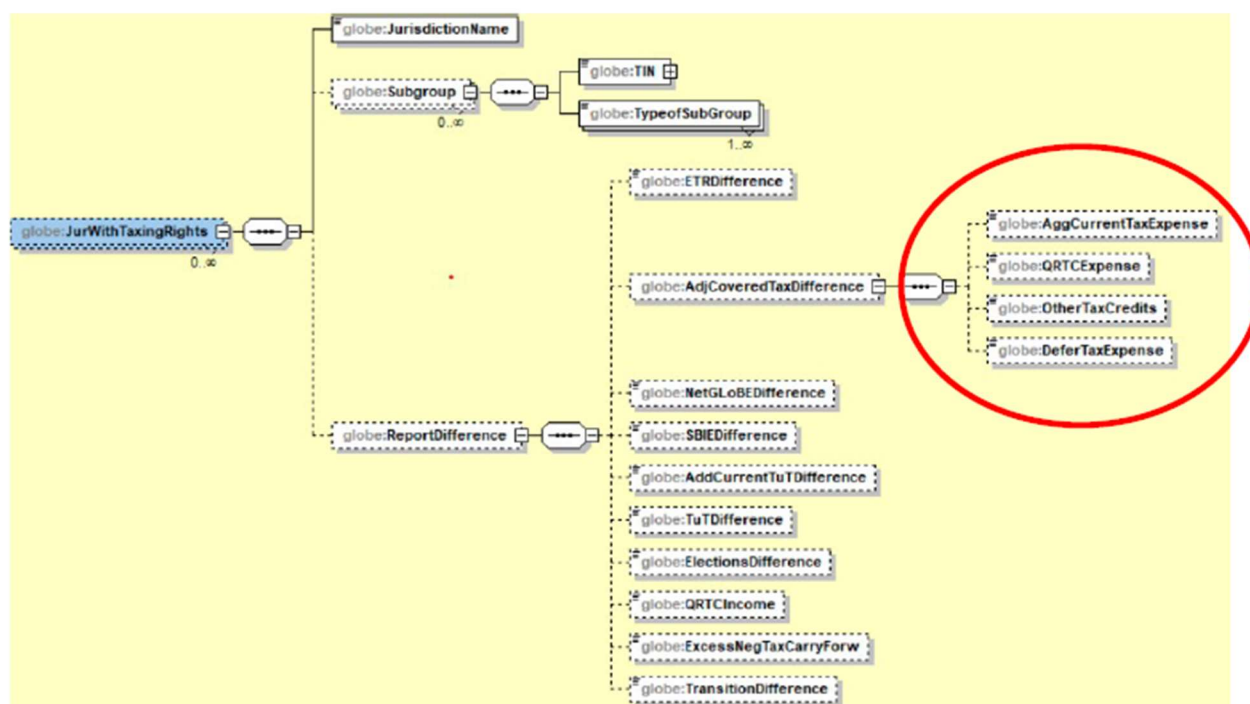
問題点 1 : 3.1.6欄 「調整後対象租税額」

問題の説明

1. GIR XMLスキーマのJurWithTaxingRightsセクション（GLOBEBody / JurisdictionSection / JurWithTaxingRights / ReportDifference / AdjCoveredTaxDifference）には、GIRテンプレートの3.1.6欄（すなわち「調整後対象租税額」）に対応する要素が現在存在しません。ただし、その下位にある4つのサブ要素は含まれています。

実務上の対応方法とガイダンス

2. この問題に対処するため、GLOBEBody / JurisdictionSection / JurWithTaxingRights / ReportDifference / AdjCoveredTaxDifferenceの下位の4つのサブ要素（すなわち、AggCurrentTaxExpense、QRTCEExpense、OtherTaxCredits及びDeferTaxExpense）が、合計額の追加報告の代替として使用されます。



問題点 2 : 第7.1.2条「フロースルー事業体であるUPEに生じたGloBE損失」の不足

問題の説明

3. GIR XMLスキーマのUPE Adjustmentsセクションにおいて、Basis要素は調整の根拠規定（すなわち第

7.1.1条、第7.1.2条、第7.2.1条または第7.2.2条）を、関連する項の文字及び番号とともに示します。列挙値において、「第7.1.2条」（すなわち、フロースルー事業体であるUPEに生じたGloBE損失）に対応する選択肢が、現在GIR XMLスキーマに存在しません。

4. このデータ要素の要件フィールドは「validation」であり、これは必須フィールドであり空白のままにできないことを意味します。

実務上の対応方法とガイダンス

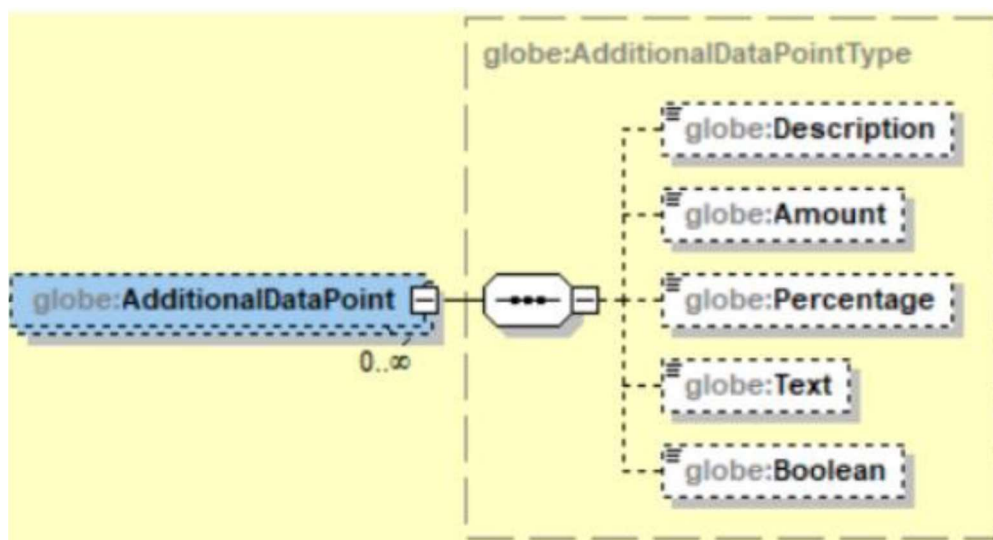
5. 最初のステップとして、第7.1.2条を選択する場合には、値GIR1910– 第7.2.2条をBasis要素（パス GLOBEBody / JurisdictionSection / GLoBETax / ETR / ETRStatus / ETRComputation / CEComputation / AdjustedFANIL / Adjustment / UPEAdjustments / Basisに対応）において代替として使用してください。これにより検証ルールのいずれも発動しないことが保証されます。そして、Reductions要素（パス GLOBEBody / JurisdictionSection / GLoBETax / ETR / ETRStatus / ETRComputation / CEComputation / AdjustedFANIL / Adjustment / UPEAdjustments / Reductionsに対応）を他の調整と同じ手順に従って記録してください。

Element	Attribute	Size	Input Type	Requirement
Basis			globe:UPEAdjustmentsBasis_EnumType	Validation

The Basis element indicates the basis for the adjustment, i.e. Article 7.1.1, Article 7.1.2, Article 7.2.1 or Article 7.2.2, together with the relevant subparagraph letter and number.

- GIR1901 – Article 7.1.1 (a) (i)
- GIR1902 – Article 7.1.1 (a) (ii)
- GIR1903 – Article 7.1.1 (b)
- GIR1904 – Article 7.1.1 (c)
- GIR1905 – Article 7.2.1 (a) (i)
- GIR1906 – Article 7.2.1 (a) (ii)
- GIR1907 – Article 7.2.1 (a) (iii)
- GIR1908 – Article 7.2.1 (b)
- GIR1909 – Article 7.2.1 (c)
- **GIR 1910 – Article 7.2.2**

6. 第2ステップとして、AdditionalDataPoint（パス GLOBEBody / JurisdictionSection / AdditionalDataPoint）を記録してください。
7. この場合には、以下に列挙された項目のみをAdditionalDataPointに記録してください。
- Description要素には「ADT1 Basis」を含めてください。
 - Amount要素には上記でReduction / Amount要素に報告したものと同一金額を含めてください。
 - Text要素には「Article 7.1.2」を含めてください。Reductions / Exception要素が報告されるケースでは、Text要素には代わりに「Article 7.1.2, Exception」と記録し、追加データポイントが関連するパスも記録してください。
8. 第7.2.2条の調整のために根拠規定としてGIR1910を選択する場合には、この要素は繰り返され、2回使用されます。



問題点 3 : UTPRAtributionにおけるJurisdiction要素の不足

問題の説明

9. GIR内のUTPRの配分に関する事項はセクション3の一部であり、法域ごとに記録されるべきです。GIR XMLスキーマでは、現在、UTPRAttribution要素の下にJurisdiction要素が存在しません。これは、実質的に、GIR XMLスキーマ上UTPR課税権がどの法域に配分されているかを示すことは可能ですが、いずれの低税率法域についてUTPRに基づくトップアップ税額が生じたことを示すことはできないことを意味します。ただし、この情報は、トップアップ税額計算を含む所在地国別セクションで入手可能です。

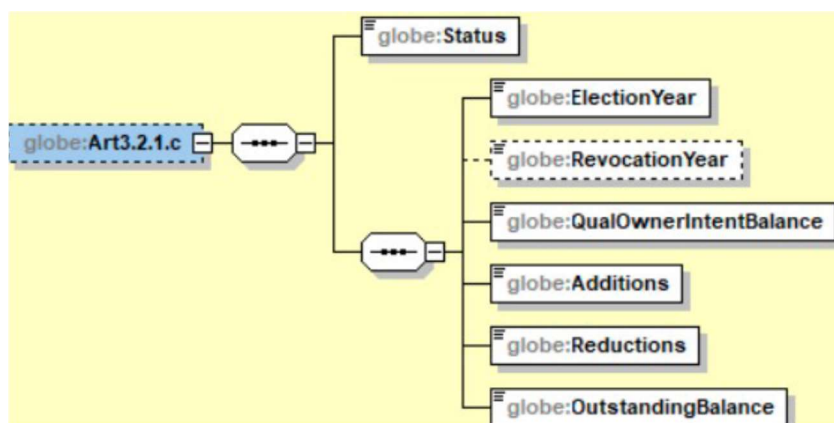
実務上の対応方法とガイダンス

10. この要素は、2026年の申告には使用しないでください。2024年に適用されるUTPRを導入する法域はないため、2026年に最初の申告をする場合には、UTPRに関する報告はされず、したがって、この要素が2026年に提出される報告において使用されることはありません。この問題点はなるべく早い機会にスキーマ上で修正されます。

問題点 4 : GIR 3.2.3.1.b.1に対応する要素の不足

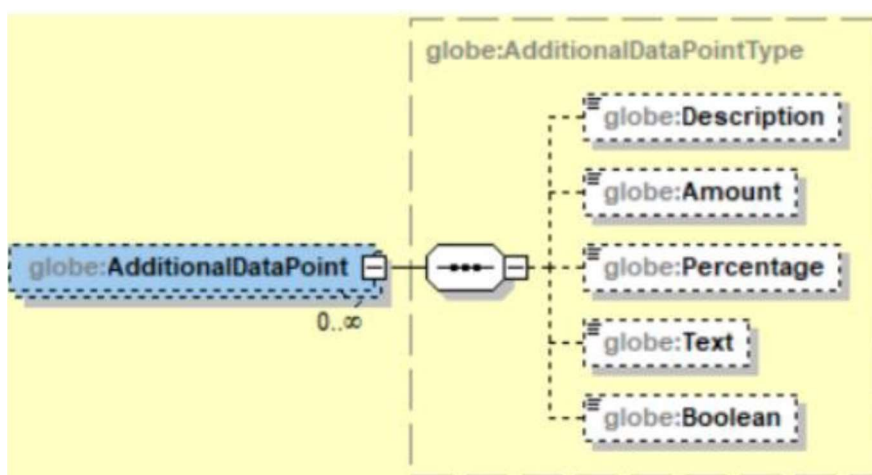
問題の説明

11. GIRの3.2.3.1.b.1欄（すなわち、資本損益合算選択による資本損益の合算額）に対応する要素が、現在GIR XMLスキーマのGLOBEBody / JurisdictionSection / GLoBETax / ETR / Election / Art3.2.1.cの下に存在しません。



実務上の対応方法とガイダンス

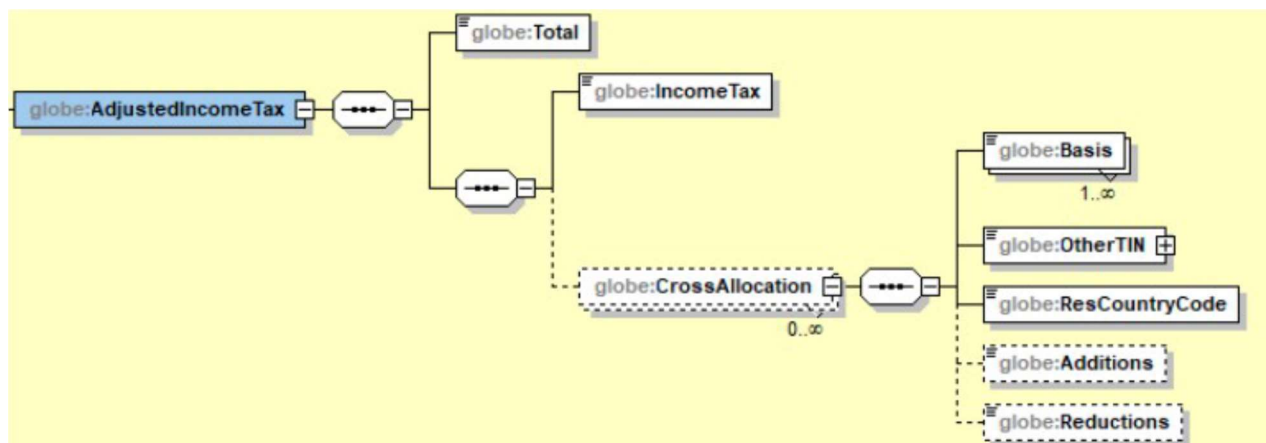
12. 当該情報を提出する場合には、GLOBEBody / JurisdictionSection / AdditionalDataPointのパス下で追加データポイントとして報告する必要があります。
13. Description要素には「ADT2 EquityGain」を含め、資本損益合算選択が行われた場合にGloBE所得又は損失に含まれる関連する資本損益をAmount要素に報告してください。テキストには、追加データポイントが関連するパスを含めてください。
14. AdditionalDataPoint下の他の要素は記録しないでください。



問題点5：CEの対象租税

問題の説明

15. AdjustedIncomeTaxセクションにおいて、GIR 3.2.4.2.b.8要素（CE（又はJVグループのメンバー）の調整後の対象租税に対応するもの）が現状存在せず、また、3.2.4.2.a.2要素（CE単位の当期税金費用）のGIR XMLスキーマ上の位置が誤っています。現行版のGIR XMLスキーマ・ユーザーガイドでは、Total要素は国際的配分後の対象租税に関する当期税金費用を示すこととされています。しかし、国際的配分後の対象租税額の合計額は、当期及び繰延税金費用の両方を含んでいるべきです。



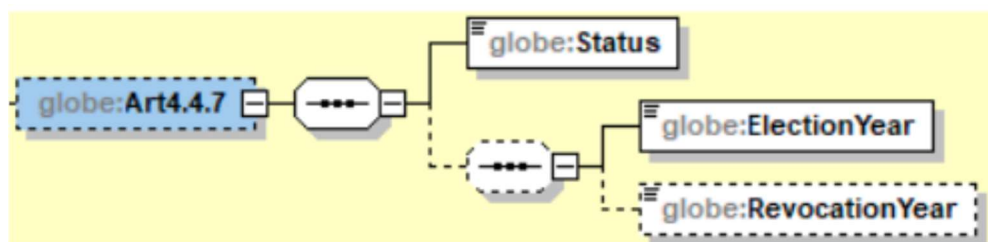
実務上の対応方法とガイダンス

16. 情報の適切な報告のために、AdjustedIncomeTax下のTotal要素は、国際的配分調整後の合計額と一致するものと理解すべきです（つまり、Totalが3.2.4.2.b.8欄に対応することを確保するため）。

問題点 6 : 3.2.4.3.2.cに対応する要素の不足

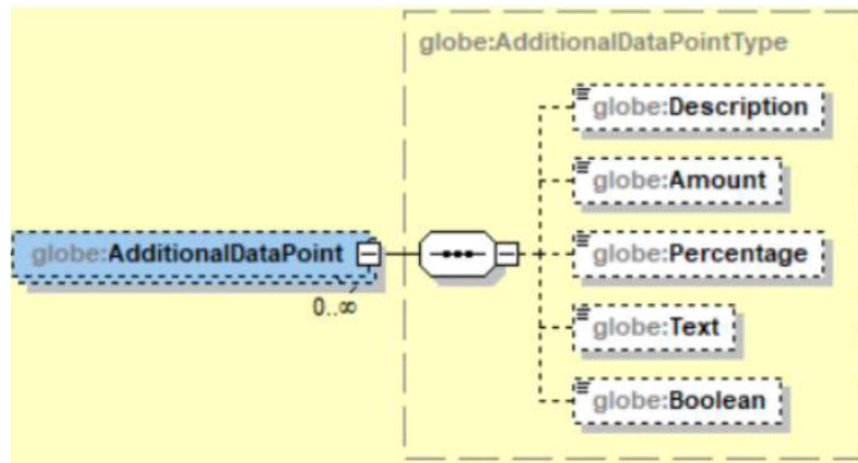
問題の説明

17. パスGLOBEBody / JurisdictionSection / GloBETax / ETR / ETRStatus / ETRComputation / CEComputation / Elections / Art4.4.7の下において、GIRテンプレートの3.2.4.3.2.c欄（未請求発生額年次選択）に対応する要素が、現在GIR XMLスキーマに存在していません。第4.4.7条の下には2つの選択（未請求発生額年次選択および未請求発生額5年選択）があります。しかし、スキーマには、未請求発生額5年選択に対応する要素のみが含まれています。



実務上の対応方法とガイダンス

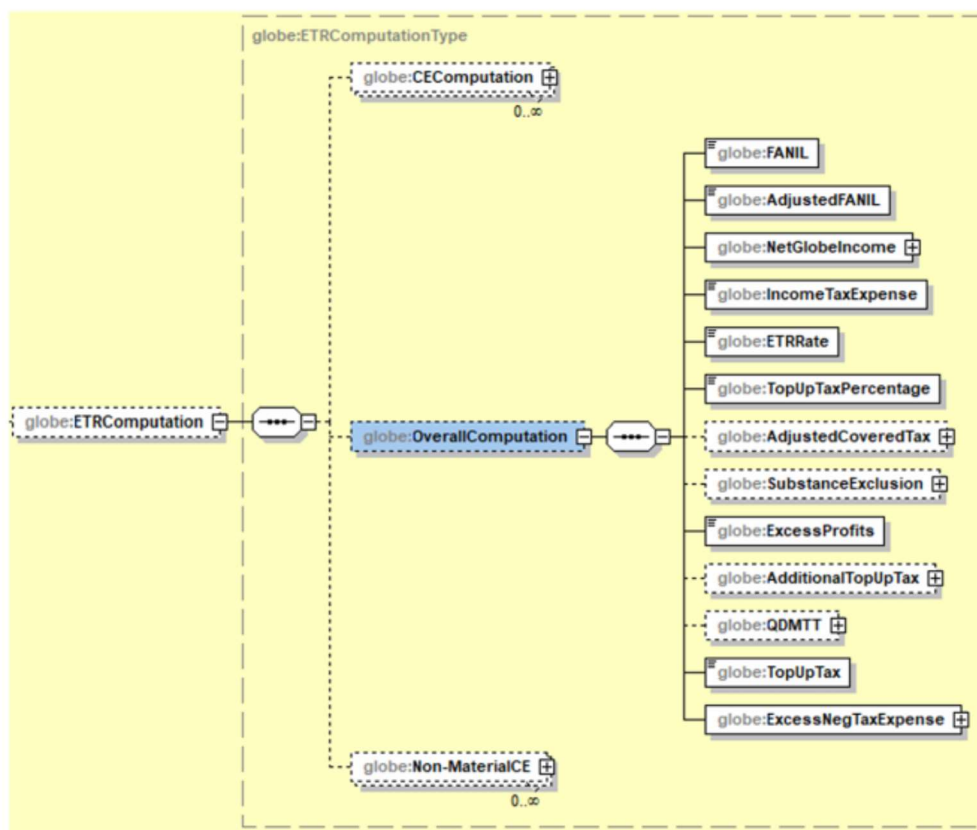
18. 既存のArt.4.4.7要素は、未請求発生額5年選択が行われる場合にのみ記録してください。未請求発生額年次選択を報告する場合は、パスGLOBEBody / JurisdictionSection / AdditionalDataPointの下に追加データポイントを提出してください。
19. Description要素には「ADT3 Art4.4.7」を含め、Text要素には「Unclaimed Accrual Annual Election」及び、合算報告が適用される場合を除き、当該選択が行われる構成事業体（又はJVグループのメンバー）の関連するTIN（納税者番号）を含めてください。テキストには、追加データポイントが関連するパスを含めてください。
20. AdditionalDataPoint下の他の要素は記録しないでください。



問題点 7 : GIR下で要求されない追加的なサブ要素の記録

問題の説明

21. GIRガイドライン（注2.2.1）によれば、セーフ・ハーバーによってトップアップ税額がゼロに減額される場合には、申告構成事業体（Filing Constituent Entity）は原則としてGIRのセクション3を記入する必要はありません。ただし、注2.2.1.1.1の例外に従い、特定のセーフ・ハーバーオプション（例：通常利益テスト）が適用される場合には、申告構成事業体は原則としてセクション3.3.2（実質ベースの所得除外：SBIE）のみ記録が求められます。現行のXMLスキーマ構造において、実質ベースの所得除外は GLOBEBody / JurisdictionSection / GLoBETax / ETR / ETRStatus / ETRComputation / OverallComputation / SubstanceExclusion要素に対応しており、この要素を使用するには、GIR上では記入が求められていないものを含め、OverallComputation要素を含めたそのすべてのサブ要素を記入することが必要となります。



実務的な対応方法とガイダンス

22. 更新されたGIR XMLスキーマの公表までの暫定的な措置として、適用されるセーフ・ハーバーの下で他の要素の報告が求められる場合には、OverallComputation要素の残りのサブ要素、すなわちFANIL、AdjustedFANIL、NetGlobeIncome、IncomeTaxExpense、ETRRate、TopUpTaxPercentage、ExcessProfits、TopUpTax、及びExcessNegTaxExpenseについては、ゼロ（0）として報告してください。

問題点 8 : 検証ルール60025

問題の説明

23. 検証ルール60025の下で、ETRRate要素は次の計算と一致しなければなりません。

$$\frac{\text{AdjustedCoveredTax/Total}}{\text{NetGlobeIncome/Total}}$$

24. GIR XMLスキーマによれば、ETRRate要素（GLOBEBody / JurisdictionSection / GLoBETax / ETR / ETRStatus / ETRComputation / OverallComputation / ETRRate）は0以上1以下の値で表記しなければなりません。しかしながら、上記の計算によっては0を下回る値または1を超える値が算出される場合があります。その結果、算出された値が現行のGIR XMLスキーマにおけるETRRate要素に適用される制約の下では許容されない可能性があります。

実務上の対応方法とガイダンス

25. 検証ルール60025は適用しないものとしてください。

問題点9：検証ルール60026

問題の説明

26. 検証ルール60026の下で、TopUpTax要素は次の計算と一致しなければなりません。

$$(\text{TopUpTaxPercentage} \times \text{ExcessProfits}) + (\text{AdditionalTopUpTax amounts}) - \text{QDMTT Amount}$$

27. GIRステータス・メッセージXMLスキーマ及びユーザーガイドによれば、計算ベースの検証ルールでは、1%の許容誤差の範囲内で値の丸め処理（小数点以下4桁まで）が認められています。しかしながら、TopUpTaxPercentageの値が非常に小さい場合、小数点以下4桁への丸め処理によって、1%の許容誤差を超える結果が生ずる可能性があります。

実務上の対応方法とガイダンス

28. 検証ルール60026は適用しないものとしてください。

問題点10：検証ルール70092

問題の説明

29. 検証ルール70092の下では、AdditionalTopUpTax要素は以下の計算結果と一致する必要があり、計算結果が0未満の場合には、AdditionalTopUpTax（GLOBEBody / JurisdictionSection / GLoBETax / ETR / ETRStatus / ETRComputation / OverallComputation / AdditionalTopUpTax）はゼロ（0）でなければなりません。

$$\text{ExpectedAdjustedCoveredTax} - \text{AdjustedCoveredTax}$$

30. 第4.1.5条の下では、追加トップアップ税額が生ずる可能性があり、MNEグループは負の税金費用選択を行うことができます。これによりトップアップ税額が生じない場合があります。第4.1.5条セクションの記入により検証ルール70092が作動し、申告構成事業体又は送信権限当局にレコードエラーが通知される可能性があります。

実務上の対応方法とガイダンス

31. 検証ルール70092は適用しないものとしてください。

問題点11：検証ルール70028

問題の説明

32. 検証ルール70028の下では、CE（構成事業体）の所有割合0%の申告は許可されていません。

33. 特定の場合において、事業体の所有割合は非常に小さい端数となる可能性があり、丸めの結果0%（例：0.001）となります。その結果、検証ルール70028は、丸めの後に0%となる所有割合の報告を妨げる可能性があります。

実務上の対応方法とガイダンス

34. 検証ルール70028は適用しないものとしてください。

問題点12：UTPRセーフ・ハーバー**問題の説明**

35. LowTaxJurisdiction/UTPR/UTPRSafeHarbourの下にあるUTPRSafeHarbour要素は、JurisdictionSection/ETR/ETRStatus/ETRException/UTPRSafeHarbour要素と重複しています。

実務上の対応方法とガイダンス

36. JurisdictionSection/ETR/ETRStatus/ETRException/UTPRSafeHarbour要素を記録してください。
LowTaxJurisdiction / UTPR / UTPRSafeHarbour要素は空白のままとしてください。

問題点13：構成事業体の繰延税金の再計算（Recast）**問題の説明**

37. Recast要素はXMLスキーマ内で誤った位置に配置されています。DeferTaxAdjustAmt / Adjustment要素内に含めるべきではありません。Recast要素は代わりにDeferTaxAdjustAmt要素内に含めるべきです。
現在、構成事業体計算においてRecastを報告するには、Adjustment要素内の必須要素、すなわち、AdjustmentItem及びAmountを記録する必要があります。

実務上の対応方法とガイダンス

38. 構成事業体についてRecastを記入する場合には、AdjustmentItemにはダミー値としてGIR2516 – 構成事業体間の取引から生じる繰延税調整 – 第9.1.3条を含め、Amount要素にはゼロ（0）の値を報告する形で記録してください。

問題点14：事前設定された範囲外のパーセンテージ**問題の説明**

39. 場合によっては、計算されたパーセンテージが事前設定された範囲外となり、0%未満又は100%超となる可能性があります。

実務上の対応方法とガイダンス

40. パーセンテージが負の値である場合（かつXSDが負の値を許可しない場合）には、報告される値はゼロ（0）としてください。パーセンテージが100%を超える場合（かつXSDの下で許可される最大値が100又は1である場合）には、100（又は1）の値を報告してください。